

船びき網漁業の許可等の取扱方針

平成 14 年 12 月 25 日制定

(趣旨)

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 7 号に規定する船びき網漁業（以下「本漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

(適用範囲)

第 2 この方針は、岩手県に住所地を有する者に適用する。

(制限措置の内容)

第 3 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 のとおりとする。

(許可の基準)

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 5 項（規則第 11 条第 5 項）に定める許可の基準は、別表 2 のとおりとする。

(条件)

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項（規則第 13 条第 1 項）に規定する条件は、別表 3 のとおりとする。

(許可の有効期間)

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項（規則第 15 条第 1 項第 2 号）に規定する許可の有効期間は、3 年とする。ただし、各許可の有効期間を同一の期日に終了するように、海区漁業調整委員会の意見を聴いて有効期間を短縮するものとする。

(資源管理の状況等の報告)

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項（規則第 21 条）に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 3 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 9 第 1 項の例により、提出するものとする。

(起業の認可の有効期間)

第8 法第58条において読み替えて準用する同法第39条第2項（規則第7条第2項）に規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から10か月（起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで）とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した期間とする。

（許可等の申請等）

第9 許可等を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所地を所管する当該広域振興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

2 法第58条において読み替えて準用する法第47条（規則第16条）の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第58条において読み替えて準用する法第48条（規則第17条）の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出、法第58条において読み替えて準用する法第49条第2項（規則第18条第2項）の規定による廃止等の届出及び、法第58条において読み替えて準用する法第50条（規則第19条第1項）の規定による休業又は規則第19条第2項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第58条において読み替えて準用する法第56条第2項の規定による許可証の書換え交付（規則第27条）及び許可証の再交付（規則第28条）を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

（その他）

第10 漁業種類を変更する変更の許可は、認めないものとする。ただし、公示により許可を募集する場合及びあみ船びき網漁業と船びき網漁業（あみ船びき網漁業を除く。）の両漁業種類の許可を受けた者が、いずれかの漁業種類を廃業する場合を除く。

附 則

- 1 この方針は、平成14年12月25日から施行する。
- 2 海面許可漁業の許可等の取扱方針（平成6年2月1日施行）の本漁業に係る取扱いについては、廃止する。
- 3 この方針の施行の際、現に効力を有する漁業の許可等については、当該許可等の有効期間内に限り、なお、従前の例による。
- 4 平成15年6月25日一部改正。
- 5 平成16年1月26日一部改正。
- 6 平成21年4月30日一部改正。
- 7 平成22年3月12日一部改正。ただし、改正規定は、平成22年4月1日から施行する。
- 8 令和3年6月17日一部改正。

別表 1

漁業種類		漁具の 種類 その他 の漁業 の方法	操業 区域	漁業 時期	推 進 機 関 の 馬 力数	船舶の 総トン 数	漁業者 の資格	許可又は 起業の認 可をすべ き船舶等 の数
水産 動植物 の種類								
あみ船 びき網 漁業	ツノ ナシ オキ アミ	船びき 網	岩 手 県 沖 海 面	2 月 1 日 から 5 月 31 日 まで	制 限 なし	5 トン 以上 20 トン未 満	岩手県 内に住 所を有 する者	—
船びき 網漁業 (あみ 船びき 網漁業 を除 く)	ウミ タナ ゴ等			1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで		20 トン 未満		—

別表 2

優先順位	基準
第1位	本漁業の許可を受有する者のうち、本漁業の許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第2位	第1位の基準を満たす者の従事者として、1年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第3位	本漁業の許可を受有する者のうち、本漁業以外の漁船漁業※の許可を受有し、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第4位	本漁業以外の漁船漁業※の許可を受有する者のうち、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第5位	第4位の基準を満たす者の従事者として、1年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第6位	岩手県の漁船登録を受けた漁船の使用人として登録され、漁業の水揚実績を有する者
第7位	第1～6位に該当しない者
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・第1位に該当する者が許可枠を超えた場合は、水揚実績の多い順とし、同位の場合は生年月日の若い順、更に同位の場合にはくじ引きとする。 ・第2～7位に該当する者が複数の場合は、同位の中で生年月日の若い順。更に同順位の場合は、くじ引きとする。 ・第1～5位の「許可を受有する者」とは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を公示した日に許可を受有する者とする。

※漁船漁業：岩手県知事が許可する中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業、かじき等流し網漁業、流し網漁業、固定式刺し網漁業、船びき網漁業、さんま棒受網漁業、火光利用敷網漁業、すくい網漁業、いか釣り漁業、かご漁業、さけはえ縄漁業及びいるか突棒漁業

別表 3

漁業種類	条件
あみ船びき網漁業	<p>ア 規則第 40 条に規定する区域内の海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。）においては、操業してはならない。</p> <p>イ さけ、ます、いか、いかなご、しらうお、しろろお及びさよりを採捕してはならない。</p> <p>ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。</p>
船びき網漁業（あみ船びき網漁業を除く）	<p>ア 規則第 40 条に規定する区域内の海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。）においては、操業してはならない。</p> <p>イ さけ、ます、いか及びあみを採捕してはならない。</p> <p>ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。</p>
上記の両漁業種類を併記する場合	<p>ア 規則第 40 条に規定する区域内の海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域を除く。）においては、操業してはならない。</p> <p>イ さけ、ます及びいかを採捕してはならない。</p> <p>ウ 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。</p>